

主催：リタネッツ事業協同組合

“ピンポイントセミナー”

2017年1月施行

■改正 育児介護休業法でどう変わる？

～仕事と育児・介護の両立が出来る職場のルールづくりと環境整備～

■高齢者に関する雇用保険法改正

- 2017年1月に育児介護休業法が改正されます。「介護・育児」と仕事の両立というテーマは社会的にも関心が高まってきており、国も力を入れている分野です。従って「法改正が行われるけれど何を準備したらいいのか、何に気をつけて対応したらよいか」と不安に思われている経営者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか？
- 今後少子高齢化に伴い中小企業ではますます人材の確保が難しくなってきます。育児中や介護中でも働き続けられる仕組みづくりが今後必要ではないのでしょうか。なお、仕事と家庭の両立が出来る職場環境に取り組む企業向けに助成金もあります。

今回の法改正に伴い、法改正の詳しい解説、実務上の留意点、助成金等をテーマにセミナーを行います。

参加費
無料

プログラム

- I. 改正育児介護休業法の概要
 - ・法改正の目的とは
- II. 育児介護の休業改正内容と実務上の留意点
 - ・改正ポイント
 - ・仕事と介護の両立実現の為の制度整備など
- III. 助成金を上手に活用しながら職場環境を整えましょう
 - ・今後育児・介護休業を取得する従業員が出た場合どのようにしたらよいか・・・
 - ・従業員個々の事情に合わせてプランを作成し、休業取得、休業復帰を円滑にできるよう準備をしましょう
- IV. 雇用保険法改正の概要
 - ・改正ポイント
 - ・実務上の注意点等

開催日時

平成29年1月25日（水）

13:15 受付開始
13:30 開始
15:30 終了

場所

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-135
アライ吉敷1丁目ビル9F セミナールーム
(最寄り駅：大宮駅・さいたま新都心駅)

講師

社会保険労務士法人CWM総研
社会保険労務士 川本 真由美

申込・問い合わせ

FAX送信先:

048-658-8883

リタネッツ事業協同組合 事務局

TEL:048-658-8881

企業名	役職	氏名
所在地	TEL	FAX